

## パブリックコメント結果一覧

添付資料3

※意見内容が同じもの・類似のものについては一つ意見としてまとめて記載しております。

番号	意見対象条文番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第2 対象事業者の取り組むべき事項	通常時の対応である「定期的な生息状況調査」と、ヒアリ類同定後の「生息状況調査」との違いが、わかりづらい。	「通常時の対応」の「定期的な生息状況調査」については、ヒアリ類の発見の有無にかかわらず、ヒアリ類の早期発見を目的として定期的を実施するものであるため、「通常時の対応」に記載しております。 「ヒアリ類同定後の対応」の「生息状況調査」については、ヒアリ類が現に発見され駆除された際に、駆除漏れなどがいないかを確認するためのモニタリングとして限定的に実施する調査となります。そのため、原案のままとさせていただきます。
2	第2 対象事業者の取り組むべき事項	対処指針の運用にあたって、コンテナターミナルやバンプールにおけるコンテナチェック本来の目的と、対処指針のチェック方法とは異なる点があり、過度な措置・負担増による港湾物流機能への影響が懸念される。	ヒアリ類が定着するような事態になれば、港湾物流機能の円滑な機能自体も阻害されることも想定され、そうした被害を防ぐためにも必要な取組を広く着実に進めていく必要があると考えております。一方で、港湾物流機能に過度な負担を与えないように配慮し、「通常時の対応」として車両で物品等を輸送する事業者が取り組むべき事項等で求めているコンテナの点検については、できるだけ取り組まれることが望まれる事項として記載しており、実施体制についても、可能な範囲で実施していただくことを想定しています。そのため、原案のままとさせていただきます。